

## 法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル

平成25年7月23日  
一般社団法人 日本建設業連合会

## 1. はじめに

建設業の社会保険未加入対策については、日建連会員企業では平成24年4月19日付「社会保険加入促進計画」および同年10月1日付「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（以下「日建連指針」という。）等に即して取り組んでいただいているところである。

社会保険の加入促進に当たっては、その原資となる社会保険料の事業主負担分（以下「法定福利費」という。）の確保が大きなテーマとなっており、先般、国土交通省から各建設業者団体に対して平成25年5月10日付国土建労第7号「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（以下「国土建労第7号」という。）の通知、また要請があったところである。

本通知により、法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用の基本的な考え方、標準見積書のブラッシュアップの方法などが示されたほか、元請企業に提出される標準見積書は、平成25年9月頃を目途に、一斉に活用していくこととされており、元請企業の対応として総合工事業団体である日建連としても法定福利費の確保に向けた適切な対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、今般、元請企業の立場から法定福利費の確保の実効性を高めるべく、会員企業が今後取り組むべき事項を「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」として取りまとめましたので、貴社の取り組みの参考とされることを願います。

## 2. 日建連および会員企業の取組事項

- （国土建労第7号 5p 「2. 専門工事業団体における取組（2）の8」後段部分）
- （国土建労第7号 5p～6p 「3. 総合工事業団体における取組」）
- （国土建労第7号 6p～7p 「4. 関係者への周知啓発」）

### （1）発注者への対応

#### 〔今までの取り組み〕

民間工事での過度な低価格受注は企業体力を低下させるのみならず技能労働者の賃金低下や保険未加入など労働条件の悪化をもたらす建設産業全体を弱体化させることにつながることから、日建連では平成25年4月25日に「民間工事における適正な受注活

動の徹底に関する決議」を行い、会員企業に適正価格での受注の徹底を要請したところである。

#### 〔今後の取り組み事項 その1〕

日建連は主な民間発注者団体に対し、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請を行う予定であり、要請次第、会員企業に当該要請を踏まえた対応の周知を行う。

## (2) 見積書を提出する環境づくり

### 1) 元請企業から下請企業へ見積書提出促進

#### 〔今までの取り組み〕

既に日建連では、日建連指針の「2取引先企業（一次下請）に実施していただく事項」の③（以下の『』内）において、下請企業に対して適正な法定福利費を含む見積書の提出を促すよう示している。

『平成24年11月1日以降に弊社が発注者と契約を締結した工事において一次下請となる企業におかれては、①自社にて雇用する作業員の社会保険加入状況、及び、二次以下の下請企業の社会保険加入状況、二次以下の下請企業が雇用する作業員の社会保険加入状況を把握する。②未加入の場合は加入指導を行う。③法定福利費の適正な確保が求められていることに鑑み、適正な法定福利費を含む見積書等の作成に努める』

#### 〔今後の取り組み事項 その2〕

会員企業は、一次下請企業への適正な法定福利費を含む見積書の提出促進を更に明確にするために、一次下請企業に対して見積を要請する時の各社の所定書式（「見積依頼書」または「見積要項書」）に、「適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書を作成すること」の文言を追加し、明文化するよう努める。

なお、明文化に当たっては、【今後の取り組み事項その5】との整合を図り、各社所定見積書式のシステム変更の可能性に応じた内容の文言を記載する。

## 2) 見積書を提出した下請企業の尊重

標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書は、平成25年9月を目途に一次下請企業から提出される予定である。一部の職種では平成25年9月より前倒しで提出されている。

### 〔今後の取り組み事項 その3〕

〔標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書を受領する場合の対応留意点〕

会員企業は、一次下請企業が当該見積書を提出してきた場合は、当該見積書を尊重した取扱いを行い、以下の手順に従って、受領した当該見積書の法定福利費相当額を精査、協議する。

- ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書の作成・提出を行うよう促す
- ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する
- ステップ3 元請企業は、提出者（一次下請企業）から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準・方法について明確な説明を受ける
- ステップ4 元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員（技能労働者）の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

#### ＜元請企業と一次下請企業間で協議する事項、および進め方＞

- ① 法定福利費相当額は、原則として当該下請負工事費の内の労務費相当額に社会保険料の事業主負担率を乗じて算出する。これにより『作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額』が算出される。
- ② 当該下請負契約における法定福利費相当額の決定においては、上記『作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費想定額』をベースに、当該工事に従事する直接作業員（技能労働者）の現状の加入率を乗じて算出することを基本とする。  
但し、今後の加入予定者数が見込める場合は、加入予定者数を含んだ加入率（現状の加入率+加入予定率）を乗じたものを基準値とし、一次下請企業と協議する。

なお、公共工事の中で平成24年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事では、適切な法定福利費が予定価格に反映されていることを踏まえ『作業員が100%社会保険に加入した場合の下請の社会保険料に係る法定福利費の全額』を支払うことを基本とする。

よって、当該公共工事においては上記ステップ4及び②の協議を行うものではない。

※上記の算出は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされたい。

### 3) 労務費減額の懸念への対応

国土建労第7号の当項目では法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げる等の懸念を払拭し、建設業法第19条の3に抵触しないよう注意喚起を記述している。

#### 〔今までの取り組み〕

日建連では、建設業法第19条の3について、日建連指針「6.法定福利費の適正な確保について」（以下の『』内）に記述しており、会員企業におかれては、既に社内関連部門に周知いただいているところである。

『社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること、等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う』

#### 〔今後の取り組み事項 4〕

会員企業は、当項目の記載事項並びに建設業法令遵守ガイドラインを踏まえた行動をとるよう、社内の関係部門に周知する。

### 4) 定型書式の対応

国土建労第7号の当項目には「会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する」の記述があり、法定福利費記入欄の追加が求められている。

#### 〔今後の取り組み事項 5〕

会員企業は、各社所定の見積書書式の変更については、会員各社のシステム変更の可能性に応じた内容で実施工程を組み取り組む。

### (3) 関係者への周知啓発

#### 〔今までの取り組み〕

会員企業は、日建連指針を踏まえて、以下の機会を捉えて、法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知徹底を図ってきたところである。

- ・社内・現場関係者への周知
- ・協力会組織を活用した周知
- ・現場の建設労働者への周知

**〔今後の取り組み事項 6〕**

会員企業は、社内関係者に対しては会議・文書指示等で、下請企業に対しては協力会  
定時会議等で、現場作業員・職長に対しては朝礼・職長会・安全協議会の場で国交省  
作成のリーフレット、ポスターを活用する等により再度周知徹底を図る。

〔日建連では、平成 25 年 7 月に会員企業あてに、社会保険加入の啓蒙ポスターを配布  
し、会員企業の全ての施工現場（作業所）等に掲示するよう依頼した。〕

**3. 専門工事業団体・下請企業の取組事項への留意点**

（国土建労第 7 号 3p～5p 「2. 専門工事業団体における取組」）

**（1）標準見積書・作業手順書の内容のブラッシュアップ**

国土建労第 7 号の当項目では、主に専門工事業団体・傘下企業及びその他下請企業が  
標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示とその確保が着実に進められるよ  
う、当該見積書の作成及び内容のブラッシュアップのための要点を記述している。

「法定福利費の基本的な算出方法」、「適用除外である者の取扱い」等、標準見積書等  
法定福利費を内訳明示した見積書の骨格、あるべき姿が描かれており、下請企業から  
当該見積書を受領し、その内容を精査する側の元請企業にとっても重要な項目である。

※精査方法は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされ  
たい。

**4. その他の留意点**

（国土建労第 7 号 2p 「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」）

**（1）標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示**

国土建労第 7 号の当項目は、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の必要性  
等、基本的な考え方を記述されており、本マニュアルの根幹を成すものである。

この中で「この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するもので  
あり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であ  
っても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能  
な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です」との記  
載があるとおり、当該見積書に記載する法定福利費は、下請企業が個々の企業の実態  
に見合った金額を工事毎に算出するものであり、同じ工種の下請企業が工事下請負契  
約金額等を基準にして同一の率を乗じて算出するものではない。

以 上

## 見積書における法定福利費精査について

## 1. 法定福利費相当額の基本的な算出方法（国土建労第7号通知3p～5pに記述）

- ◎ 法定福利費の算定に当たり、統一された法定保険料率を使用される  
事業主が負担する保険料率は、国土交通省が毎年度一定の時期に関係省庁に確認した上で、基準となる料率を各団体に情報提供する。  
「法定保険料率」は次の3保険の保険料率の合計である  
・**健康保険料**（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）  
・**厚生年金保険料**（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）  
・**雇用保険料**
- ◎ 法定福利費算出の基本は、下請企業が当該工事における労務費の総額を算出すること

≪基本的な考え方≫ **法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率**

- ・ 法定福利費算出の基準は労務費であり、労務費に社会保険料の事業主負担率を乗じる
- ・ 労務費とは、当該工事に従事する直接作業員（主任技術者を含む）の当該工事にかかる給与支給額の合計であり、管理部門および間接部門の社員に支給した給与は含まない。管理部門および間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる。
- ・ 給与支給額とは、事業主が作業員に支払う給与の総支給額（天引き前）のことである。退職金引当金及び法定福利費は、事業主にとっては給与関連負担項目ではあるが、これは労務費には含めない。

## ◎ 法定福利費の例外的な算出方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

≪例外的な方法①≫ **法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合**

≪例外的な方法②≫ **法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費**

【年度ごとの単価・平均値等を用いている場合のチェックポイント】

- ア) 当該割合又は数量当たりの法定福利費の出典根拠が明確であること  
イ) 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。  
ウ) 下請企業は個別に見積書を提出する際には、上記アとイの内容を合理的に説明することが求められる  
エ) 実態を反映しないことが明らかな方法（労災保険料率で計算）は、社会通念上認めることはできない

## ◎ 法定福利費と消費税の関係

法定福利費は消費税の課税対象である。法定福利費の金額を明示したとしても工事費の一部を構成するものであるに過ぎず、非課税取引にはならない

## ◎ 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

国土建労第7号に、以下の記述がある。

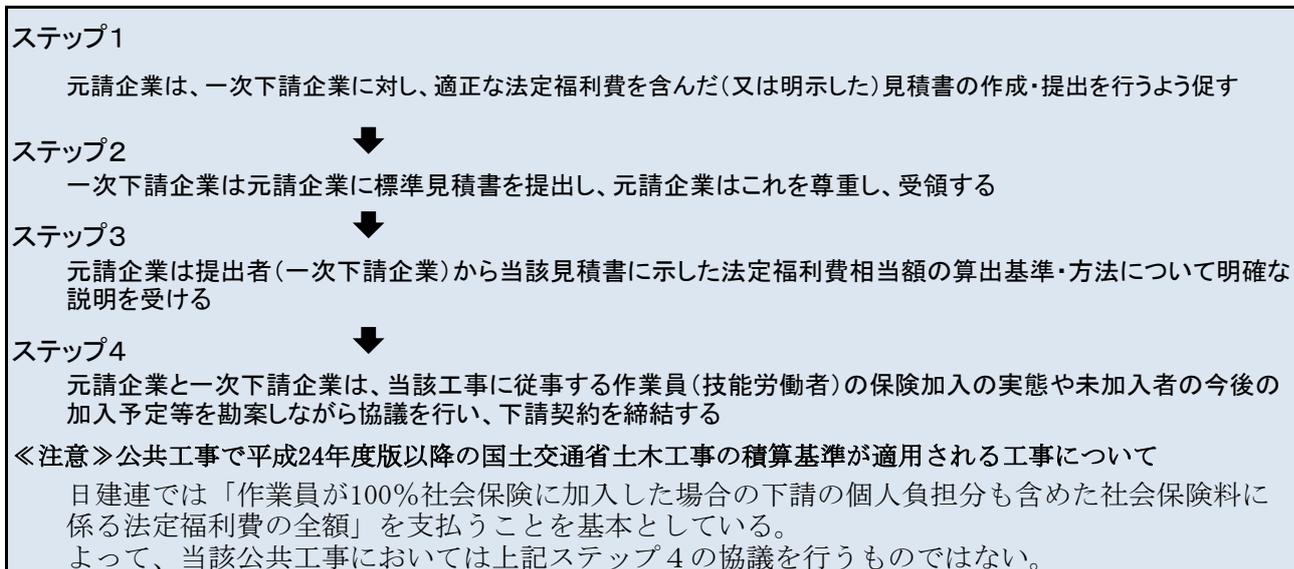
- ・ 当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。※ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。
- ・ 当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。
- ・ 施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

## ◎ 適用除外である者の扱い、未加入者の扱い

国土建労第7号に、以下の記述がある。

- 個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。  
適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあっては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費（事業主負担分）の負担を要しない一人親方を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、**当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。**  
なお、**※1）元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。**

## 2. 法定福利費相当額の精査、協議の手順



(1) 社会保険加入率が100%である場合の法定福利費相当額を算出	↓↓税抜で入力する(単位:円)
① 法定福利費を含む見積金額	<b>記入例</b> 22,000,000
② 上記の内、明示された法定福利費の金額	2,000,000
③ 法定福利費相当額を除いた見積金額 (見積額 - 法定福利費)	20,000,000 ①-②
④ 労務費相当額を記入	15,000,000
⑤ 社会保険料事業主負担 (法定福利費) 率 国土交通省「標準見積書の活用等に向けた説明会資料」内(参考)平成25年度の各保険の保険料率より	15.343%
⑥ 作業員の社会保険加入率100%とした場合の法定福利費相当額	2,301,450 ④×⑤
(2) 現時点での社会保険加入率で必要とされる法定福利費相当額を算出	
⑦ 現時点での社会保険加入率 (作業員ベース)	57.14% ⑮/⑭
⑧ 現加入状況で必要とされる法定福利費	1,315,048 ⑥×⑦
(3) 今後の新規加入に伴い要とされる法定福利費相当額	
⑨ 当該工事に於いて今後、新規加入する作業員の比率	14.29% ⑱/⑭
⑩ 作業員の新規加入に伴い必要な法定福利費相当額	328,779 ⑥×⑨
(4) 上記の(2)と(3)により当該下請負契約における法定福利費相当額 ⇒ 当該工事の法定福利費相当額	
⑪ 今後の加入予定を加味した法定福利費相当額	1,643,827 ⑧+⑩
(5) 当該工事における今後の社会保険加入率	
⑫ 現加入者に今後の加入者予定者を加えた社会保険加入率	71.43% ⑦+⑨
(6) 法定福利費変更後の見積額	
⑬ 精査された見積金額 (税抜)	21,643,827 ③+⑪

## 3. 当該工事に従事予定の作業員の社会保険加入状況と今後の加入計画

元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員(技能労働者)の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、法定福利費相当額を決定し、適切な法定福利費を含んだ下請契約を締結する

⑭ 予定している作業員数 (二次下請以下を含む)	35 名
⑮ 予定作業員の内、社会保険加入済みの作業員数	20 名
⑯ 予定作業員の内、社会保険適用除外の作業員数	2 名
⑰ 予定作業員の内、社会保険未加入作業員数	13 名
⑱ 上記⑰の内、近々に加入を予定している作業員数	5 名
⑲ 加入済み+加入予定の作業員数	25 名 ⑮+⑱

黄色セルに数値を入力→